**大阪府議会情報公開条例及び大阪府議会の保有する**

資料３

**個人情報の保護に関する条例の改正について**

**【趣 旨】**

◆刑法等（※１）において、懲役及び禁錮を廃止され、これらに代えて

拘禁刑が創設されることに伴い、規定の整備を行う。

◆マイナンバー法（※２）において、マイナンバー及びマイナンバーカードに

関する所要の改正等がされることに伴い、規定の整備を行う。

※１「刑法等の一部を改正する法律」（令和４年法律第６７号）

及び「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に

関する法律」（令和４年法律第６８号）

　※２「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する

法律」平成２５年法律第２７号）

**【主な改正内容】**

（大阪府議会情報公開条例）

・「懲役」を、「拘禁刑」に改める。（第38条関係）（刑法等一部改正）

　（大阪府議会の保有する個人情報の保護に関する条例）

　　・「懲役」を、「拘禁刑」に改める。（第63条関係ほか）（刑法等一部改正）

　　 ・マイナンバー法の引用条文の条項ズレを修正（第２条関係ほか）

（マイナンバー法一部改正）

・その他、文言調整（第18条関係ほか）

**【施行期日】**

・公布日（その他、文言調整））

・令和7年4月1日（マイナンバー法の一部改正に伴うもの）

・令和7年6月1日（刑法等の一部改正に伴うもの）